

# SBC

# First Tax

エスビーシー・ファーストタックス

2016年(平成28年)

6月6日(月)

発行：税理士法人 SBC パートナース  
大阪市北区太融寺町3番24号  
日本生命梅田第二ビル3階

## SBC Seminar

### セミナー案内

#### 金融公庫の活用方法

～金融機関から見た  
資金調達のポイント～

日時：2016年8月4日(木)  
8:00～9:00(開場7:45～)

講師：税理士法人 SBC パートナース  
税理士 衣川 匡之

対象：経営者・経理担当者

定員：5名(先着順)

参加費：1名様 3,000円(税込)  
弊社顧問契約先 1,000円(税込)  
※当日会場にてお渡し下さい。

会場：税理士法人 SBC パートナース  
名古屋支店 会議室

お問合せ：税理士法人 SBC パートナース  
Tel: 052-203-1112

(担当：稲垣・野々部)

## Scope

### 渡切交際費

役員や従業員に対して、会社の業務のために使う目的で交際費等を支出したにもかかわらず、その用途や使用金額について精算を必要としないものを渡切交際費といいます。このように使われた支出は、領収書等の証拠資料をもって精算されなければ、支給を受けた者が自由勝手に処分できるので、名目上では交際費として会計処理したとしても、実質的には交際費には該当せず、給与等の性質を有すると考えられています。

## 役員に対する渡切交際費の取り扱いは慎重な対応の上に十分な注意を！

従業員に対して支給する渡切交際費については、毎月定額で、かつ継続して支給する場合には支給を受けた者に係る定期の給与として取り扱い、臨時的に支給したり不定額に支給するケースでは賞与とされる。いずれのケースでも支給した法人の損金に算入することができる。

一方、渡切交際費が役員に対して支給される場合には、その取り扱いは大きく異なる。

つまり、役員に対して毎月定額に支給されるケースでは、定期同額給与となり、通常の役員給与と合算した上で過大役員給与に当たるか判断され、過大と認定された部分の金額については損金算入が認められないことになる。

また、それが臨時に支給したり、毎月不定額に支給されるものであれば、役員賞与に該当して、損金には算入できないので注意が必要だ。

たとえば、接待の機会が多くなる年度始めや年末年始の時期にあたり、役員に渡切交際費を支給するケースでは、その金額は支給を受けた役員の臨時的な給与として扱われ、その内容を事前に税務署長に届出(事前確定届出給与)していないかぎり、損金の額に算入することはできない。

このように、事前確定届出や定期同額給与に該当しない役員給与とみなされる場合には、それが会計処理上の費用であっても法人の損金には認められないことになる。

また、消費税法上においても、役員に支給する交際費のうち、それが給与に該当するものは課税仕入れにならず、給与に該当しないものであっても、課税仕入れに係る帳簿及び請求書等の保存がないものについては、仕入税額控除の対象外になる。

さらには、それが相当の理由なく、金銭その他資産を渡した相手方の名前や住所、その内容が帳簿(伝票や元帳、領収書等)に記載されず、用途秘匿金に該当すると判断された場合には、役員に対する給与処理は取り消され、損金不算入となり、その上に特別課税として支出額の40%の法人税額が追徴されるので、役員に対する渡切交際費の取り扱いは十分な注意が必要になる。

【注意】当記事に記載されている情報に万が一誤りがあった場合、または当記事を利用することにより生じた損失や損害などについては、いかなる場合も一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。